

苫小牧市耐震改修促進計画 <概要版>

平成 20 年 3 月に策定した「苫小牧市耐震改修促進計画」の計画期間(平成 20 年度から平成 27 年度)は終了しましたが、「国の基本方針」及び「北海道耐震改修促進計画」を勘案して、引き続き建築物の耐震化を促進するために当該計画を改定しました。

計画の目的

- (目的) 市内の建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進していくこと
- (対象区域) 苫小牧市全域
- (計画期間) 平成 28 年度～平成 32 年度(5年間)
- (目標) 住宅及び多数の者が利用する建築物 目標耐震化率 95%
- (対象建築物) 建築基準法の新耐震基準(昭和56年6月1日施行)導入以前(旧耐震基準)に建築された全ての建築物とする。その内優先して耐震化に取り組むべきものは以下のとおり。

種類		内容
民間建築物 公共建築物	住宅	戸建住宅、共同住宅
	建築物	耐震改修促進法第 14 条に定める建築物 ①多数の者が利用する建築物(多数利用建築物) ②危険物の貯蔵場または処理場の用途に供する建築物 ③地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物

前計画策定時

(平成 19 年度)

■住宅

種類	耐震化率
戸建て住宅	68.5%
共同住宅	

※棟数による算定

■多数の者が利用する建築物

種類	耐震化率
民間建築物	51.9%
市有建築物	67.5%

耐震化の現状

(平成 27 年度)

■住宅

種類	耐震化率
戸建て住宅	88.4%
共同住宅	

※戸数による算定

■多数の者が利用する建築物

種類	耐震化率
民間建築物	59.5%
市有建築物	87.5%

耐震化の目標 95%

(平成 32 年度)

■住宅

目標達成には、自然更新を見込んだ場合でも施策により約 4,200 戸の耐震化が必要

■多数の者が利用する建築物 民間建築物

目標達成には、188 棟の耐震化が必要
市有建築物

目標達成には、22 棟の耐震化が必要

耐震化促進のための施策

耐震化促進に向けた施策の基本的な方向

- ①住宅・建築物の地震防災対策に関する啓発、知識の普及
- ②耐震診断・改修の促進を図るための支援や環境整備
- ③耐震診断・改修を担う人材の技術力向上

啓発・知識の普及	<ul style="list-style-type: none"> ●地震防災マップの見直し ●住宅・建築物の地震防災対策普及ツールの作成 ●各種認定制度による誘導施策
----------	--

環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ●相談窓口の設置 ●相談窓口の相談員の資質向上 ●町内会等との連携
------	---

住宅の耐震化の促進施策	<ul style="list-style-type: none"> ●住宅所有者への啓発・知識普及 ●戸建て木造住宅無料耐震診断の継続 ●既存木造住宅耐震診断・改修補助制度の見直し ●リフォーム時の耐震改修工事費用の利子補給制度の継続 ●住宅耐震改修証明書の発行 ●マンション管理組合への情報提供
-------------	---

安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ●窓ガラス等の落下防止対策 ●大規模空間の天井脱落防止対策 ●エレベーター内の閉じ込め防止対策 ●ブロック塀等の安全対策 ●家具の転倒防止対策
------	---

多数の者が利用する民間建築物の耐震化の促進施策	<ul style="list-style-type: none"> ●特殊建築物の定期報告との連携 ●耐震改修促進法に基づく「指導」「助言」「指示」「公表」 ●建築基準法に基づく「勧告」「命令」
-------------------------	---

表 多数の者が利用する建築物 (耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 1 号)

用 途	階数・面積
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所	階数 2 かつ床面積の合計 500 m ²
小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校	階数 2 かつ床面積の合計 1,000 m ²
老人ホーム	
老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	
学校(幼稚園、小学校等及び幼保連携型認定こども園を除く)	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数 3 かつ床面積の合計 1,000 m ²
病院	
診療所	
劇場、観覧場	
映画館、演芸場	
集会場、展示場	
公会堂	
百貨店	
卸売市場、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	
ホテル、旅館	
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿	
博物館、美術館、図書館	
遊技場	
公衆浴場	
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	
工場	
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	
事務所	
体育館	階数 1 かつ床面積の合計 1,000 m ²

表 既存耐震不適格建築物となる危険物の数量一覧 (耐震改修促進法第 14 条第 1 項第 2 号)

危険物の種類	規模・要件
①火薬類 (法律で規定) イ 火薬 ロ 爆薬 ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号管 ニ 銃用雷管 ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 ヘ 導爆線又は導火線 ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量	10t 5t 50 万個 500 万個 5 万個 500 万個 500km 2t
②消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第 3 の指定数量の欄に定める数量の 10 倍の数量
③危険物の規制に関する政令別表第 4 備考第 6 号に規定する可燃性固体類及び同表備考第 8 号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類 30t 可燃性液体類 20 m ³
④マッチ	300 マッチトン
⑤可燃性のガス (⑥及び⑦を除く。)	2 万 m ³
⑥圧縮ガス	20 万 m ³
⑦液化ガス	2,000t
⑧毒物及び劇物取締法第 2 条第 1 項に規定する毒物又は同条第 2 項に規定する劇物 (液体又は気体のものに限る。)	毒物 20t 劇物 200t